

別添

鳥第 596 号  
令和 6 年 2 月 6 日

体育健康安全課長 殿

鳥獣対策・ふるさと創造課長

死亡野鳥を見つけたときの対応について(通知)

このことについて、令和 6 年 2 月 6 日に香川県三豊市の「養鶏場」で「高病原性鳥インフルエンザ」の発生が確認され、徳島県では死亡野鳥の監視体制を強化しております。

つきましては、公立学校の幼児、児童、生徒の皆様や保護者の皆様に、添付の資料を見て頂き、死亡野鳥を見つけた時の注意点について周知するとともに、県への連絡をお願いします。

# 死んでいる鳥を 見つけたら

道路や空き地で死んでいる鳥を見つ  
けても、**絶対に触らないでください！**



もしも触ってしまった場合は、**すぐに**  
**石けんで手を洗って消毒**しましょう。



## 保護者の皆様へ

- ・野鳥は、餌が取れずに衰弱したり、環境の変化や事故などで死んでしまうことも多くあります。野鳥が死んでいても**すぐに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。**
- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられていますので、**過度に心配する必要はありません。**
- ・ただし、鳥インフルエンザ以外の細菌や寄生虫などの病原体があることがありますので、念のため**素手で触らないよう、お子様に御注意ください。**（もしも触ってしまった場合は、すぐに**手洗いとうがいをすれば大丈夫です。**）

- ・もしも死亡野鳥を発見された場合は、死んだ野鳥の**数や種類**によっては**検査が必要になる場合**がありますので、**お近くの市町村や県民局までご連絡下さい。**

※検査の必要が無い死亡野鳥（スズメ、ハト等）の場合は、素手で触らず、手袋を付け、ビニール袋等に入れた上で、封をして**一般ゴミとして処分**して下さい。

### 県の連絡先

- 徳島県 鳥獣対策・ふるさと創造課  
電話 088-621-2262
- 東部農林水産局林業振興担当  
電話 088-626-8582
- 南部総合県民局 保健福祉環境部（阿南）  
電話 0884-28-9862
- 西部総合県民局 保健福祉環境部（美馬）  
電話 0883-53-2060
- 休日・夜間は  
電話 088-621-2057